金」に改め、同条第七号中「この章において「医療介護資金」を「「母子医療介護資金」に、「医療介護資金の」を「母子医療介護資金の」に改め、同号イ中「その者」を「配偶者のない女子」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同号ロ中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同条第八号中「第五号」を「第六号」に改め、「この章において」を削り、「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同号ハ中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改め、同号ニ中「次条第一項において」を「以下」に改め、同条第九号中「第三条第六号」を「第三条第七号」に、「この章において「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同条第十号中「第三条第七号」を「第三条第八号」に、「以下この章において「転宅資金」を「次条第一項において「母子転宅資金」に改め、同条第十一号中「第三条第八号」を「第三条第九号」に、「この章において「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に、「就学支度資金の」を「母子就学支度資金の」に改め、同号イ中「、中学校」を「若しくは中学校へ入学する児童」に、「児童又は」を「児童（配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）又は」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同号ロ中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同条第十二号中「第三条第九号」を「第三条第十号」に、「以下この章において「結婚資金」を「次条第一項において「母子結婚資金」に改める。

第八条第一項の表事業開始資金の項中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に改め、同表事業継続資金の項中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同表修学資金の項中「修学資金」及び「当該資金」を「母子修学資金」に改め、「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、同表技能習得資金の項中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同表修業資金の項中「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同表就職支度資金の項中「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に改め、同表医療介護資金の項中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同表生活資金の項中「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同表住宅資金の項中「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同表転宅資金の項中「転宅資金」を「母子転宅資金」に改め、同表就学支度資金の項中「就学支度資金」及び「当該資金」を「母子就学支度資金」に改め、「児童」の下に「又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等」を加え、同表結婚資金の項中「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同条第四項中「修学資金、修業資金、就職支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同条第五項中「事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金」を「母子事業開始資金、母子事業継続資金又は母子住宅資金」に改める。

第九条第一項中「修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に改め、同条第三項中「の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「に係る母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に改め、同条第四項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「事業開始資金又は事業継続資金」を「母子事業開始資金又は母子事業継続資金」に、「理事」を「役員（厚生労働省令で定める役員に限る。第十五条第二項第三号において同じ。）」に改める。

第十条中「修学資金、技能習得資金、修業資金及び生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金」に改める。

第十一条の見出し中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条中「は、修学資金」を「は、母子修学資金」に、「修学資金の貸付金」を「当該母子修学資金の貸付金」に改める。

第十二条第一項中「修学資金の貸付けは」を「母子修学資金の貸付けは」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる事由が生じた」に改め、「それぞれ」及び「各号に規定する」を削り、同項第一号中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同項第二号中「修学資金」及び「当該資金」を「母子修学資金」に改め、同項第三号中「修学資金」を「法第十三条第三項の規定により母子修学資金」に、「児童（」を「児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る」に改め、同条第二項中「技能習得資金及び生活資金」を「母子技能習得資金及び母子生活資金」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる事由が生じた」に改め、「それぞれ」及び「各号に規定する」を削り、同項第一号から第四号までの規定中「貸付金」を「当該資金」に改め、同項第五号中「貸付金」を「当該資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同項第六号中「貸付金」を「当該資金」に改め、同条第三項中「修業資金の貸付けは」を「母子修業資金の貸付けは」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる事由が生じた」に改め、「それぞれ」及び「各号に規定する」を削り、同項第一号中「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同項第二号中「修業資金」及び「当該資金」を「母子修業資金」に改め、同項第三号中「修業資金」を「法第十三条第三項の規定により母子修業資金」に、「児童（」を「児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る」に改める。

第十三条中「同項ただし書」を「社会福祉法第七条第一項」に、「当該資金」を「当該母子福祉資金貸付金」に改め、同条第三号中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改める。

第十四条中「修学資金」を「母子修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「生活資金」を「母子生活資金」に、「貸付金」を「当該資金」に改める。

第十五条の見出しを「（母子・父子福祉団体に対する監督等）」に改め、同条第一項中「により貸付金」を「により母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体」に、「及びこの政令」を「に規定する要件及び」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「法第十四条各号に掲げる者」に改め、同項第三号中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第二項中「母子福祉団体に」を「母子・父子福祉団体に」に、「は、その」を「は、当該」に改め、同項第一号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に改め、同項第三号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第十六条中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「その団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改め、同条第五号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「法第十四条各号に掲げる者」に改め、同条第六号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「その団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改める。

第十八条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第十九条第一項第二号中「修学資金又は就学支度資金」を「母子修学資金又は母子就学支度資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に改める。

第二十三条中「この章」を「第三条から前条まで」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十六条の見出しを「（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準）」に改め、同条中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」に、「日常生活等」を「日常生活」に、「同条」を「同項」に改める。

第二十七条及び第二十八条を削る。

第二十九条の見出しを「（母子家庭自立支援教育訓練給付金）」に改め、同条第一項中「自立支援教育訓練給付金は」を「法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）は」に改め、「として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するもの」を削り、同項第一号中「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に、「扶養親族及び」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）及び」に改め、「児童扶養手当法施行令」の下に「（昭和三十六年政令第四百五号）」を加え、同項第二号中「雇用保険法」の下に「（昭和四十九年法律第百十六号）」を加え、同条第三項及び第四項中「自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金」に改め、同条を第二十七条とする。